

おしらせ



7月の納期

▶ 国民健康保険税 第1期  
▶ 固定資産税・都市計画税 第2期  
**納期限 7月31日(木)**  
納期限内の納付をお願いします。  
※地方税統一QRコードが印字された納付書は「地方税お支払いサイト」からも納付できます。  
※バーコードが印字された納付書は、コンビニエンスストアやスマートフォン決済アプリでも納付できます。  
※町税の納付は、安心・便利な口座振替をご利用ください。  
☎ 税務課 (☎ 内線151-152)

※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。

7月は虐待ゼロ推進月間です！

虐待はいかなる理由があっても禁止されるものです。虐待を発見した、虐待を受けている、虐待をしてしまったなどの場合は「埼玉県虐待通報ダイヤル#7171」に電話してください。24時間365日受け付けています。

虐待かも…と思ったら

○埼玉県虐待通報ダイヤル  
☎ #7171

○ひかり電話、IP電話、ダイヤル回線を利用の場合  
☎ 0120・80・7171

○どちらもつながらない場合  
☎ 048・762・7533

※詳細は県ホームページをご覧ください。  
☎ 県福祉政策課  
☎ 048・830・3391



県ホームページ

お知らせします！  
市町村振興宝くじの発売

この宝くじの収益金は、市町村の明るく住みよいまちづくりに使われます。宝くじは、県内の売り場で購入しましょう。  
発売期間 / 7月11日(金)～8月11日(月・祝)  
主当選金と本数

【サマージャンポ宝くじ】

1等 5億円×23本

前後賞 各1億円×46本  
(発売総額690億円・23ユニットの場合)

【サマージャンポミニ】

1等 3000万円×70本

前後賞 各1000万円×140本  
(発売総額210億円・7ユニットの場合)

抽選日 / 8月21日(木)

☎ (公財)埼玉県市町村振興協会  
☎ 048・822・5004

交通事故被害者の  
ご家族への援護金

県交通安全対策協議会では、県内在住の交通遺児等を対象に、援護一時金を給付しています。

※「交通遺児等」とは、交通事故(陸海空すべての交通機関の運行により生じた事故)により死亡、または重い障害を負った保護者に養育されている18歳以下の方をいいます。

給付対象者 / 県内在住で、令和6年4月1日以降に交通遺児等になり、その日時点で18歳以下の方  
給付額 / 子ども1人につき10万円(1回のみ)



町公式ホームページ

食中毒に注意しましょう！

暑い季節は、細菌による食中毒の発生が多くなります。食中毒予防の3原則を習慣にして細菌から身を守り、健康に過ごしましょう。

食中毒予防の3原則

- ①菌をつけない  
十分な手洗いを行いましょう。
- ②菌を増やさない  
細菌が増殖しないよう低温保存(10℃以下)しましょう。
- ③菌をやっつける  
食品は中心部までよく加熱(75℃以上、1分間以上)して、すぐに食べましょう。

食肉を扱うときは…

- 生や加熱不十分な状態では、絶対に食べないでください。
- 生肉とそれ以外の食品を扱う場合、箸とトンブシは必ず分けてください。

☎ 熊谷保健所 (☎ 048・578・4560)

ご利用ください！ 浄化槽設置整備事業補助金

町では、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、合併処理浄化槽の設置を促進しており、単独処理浄化槽、またはくみ取り便槽から合併処理浄化槽へ入れ替える際の費用の一部を補助しています。補助を希望される方は、事前に生活環境エコタウン課へお問い合わせください。また、申請方法等は町公式ホームページでご確認いただけます。

▶ 補助対象区域

補助対象となるのは、公共下水道、農業集落排水、公設浄化槽の区域を除くすべての区域

▶ 補助内容

専用住宅の単独処理浄化槽やくみ取り便槽を、合併処理浄化槽に入れ替える場合の設置費用、配管費用、元の単独処理浄化槽等の処分費用の一部を補助します。また、敷地が狭かったり急傾斜地にあったりするなど、一般的な工事費に比べて設置費用が高額となる場合「困難工事費」として上乗せで補助します。

☎ 生活環境エコタウン課 (☎ 内線223)

▶ 補助限度額 【設置費補助】

人槽	補助金額
5人槽	360,000円
7人槽	462,000円
10人槽	585,000円

【配管・処分費補助】

区分	補助金額
配管費	100,000円
処分費	60,000円

【困難工事費補助】

区分	補助金額
困難工事費	200,000円

※工事費が補助金額を下回る場合等は、工事費が補助金額になります。  
※予算額に達した時点で受付終了となります。

蚊が媒介する感染症の予防対策

これから蚊が発生する季節を迎えます。ウイルスなどの病原体に感染した人や動物の血を吸った蚊に刺されることで、さまざまな感染症にかかるおそれがあります。蚊が媒介する感染症にかからないためには、一人一人が対策をすることが重要です。

▶ 感染症流行地域では、蚊に刺されないようにしましょう

- 海外へ渡航する際は、渡航前に蚊を媒介とする感染症の流行状況を把握しましょう。もし、感染症の流行地域へ渡航される場合には、蚊に刺されないよう万全な対策をしましょう。
- 屋外の蚊が多い場所で活動する場合は、できるだけ肌を露出せず、虫よけ剤を使用するなど、蚊に刺されない対策をしましょう。

▶ 住まいの周囲に、蚊を増やさないようにしましょう

- 蚊は、植木鉢の受け皿や屋外に放置された空き缶にたまった雨水など、小さな水たまりで発生します。日頃から住まいの周囲の水たまりをなくすように心がけましょう。
- ※蚊の活動はおおむね10月下旬で終息します。これらの対策は10月下旬までを目安に行いましょう。

☎ 県感染症対策課 (☎ 048・830・7330)

広告

広告